

廃棄物減量等推進員制度 「Q & A」

質問・意見	回 答
○ 推進員制度とは、どのような制度ですか？	○ ごみの減量、地域の環境美化に対して、熱意を持って活動していただける方。また、市の施策に協力していただける方に推進員となって、活躍していただく制度です。
○ 推進員になるには、特別な資格はいるのですか？	○ 特別な資格は一切必要ありません。 しかし、ごみの減量やリサイクルの推進、地域の環境美化に関して、熱意と識見を有する。 また、地域住民の先頭となって活動する意識を有する。 これを持ち合わせている事が大切です。
○ 推進員になると、朝早くから夜遅くまで、ステーションを監視しなければならないのですか？	○ 各町内会に衛生担当者がいると思います。普段その方々が行なっている既存の活動が基本となります。 また、推進員だけが、朝から晩までステーションを監視するのではなく、排出マナーの特に悪いステーションがあれば、そのステーションを利用している方々への指導をしなければなりませんので、その情報提供をお願いします。 それに基づいて、どのような対応が良いのか、推進員と協議して市のごみ担当課と町内会と一緒に活動をする事となります。 このように、町内会と市の橋渡し役として、お互い密接にコンタクトを取りながら地域の声を伝えることが重要となります。
○ 推進員は何人が必要ですか？	○ ステーションの巡視が主な仕事ではありませんが、一人の推進員が2～3個のステーションを担当することを想定しています。ただし、今年度は制度をスタートしたばかりなので、7～8個のステーションに一人の推進員を配置することで、160名を予定しています。
○ 報酬はあるのですか？	○ 既存の衛生担当者がマナーの悪い方に出

	<p>し方を注意すると、何の権利で注意するの かと言われるケースが多い事を聞いていま す。そのことから、市から委嘱状を交付し て、身分を確立させて活動をしていただく ものです。そのため、身分が判別できるよ うに、統一したベストと帽子を貸与しま すが、あくまでもボランティア活動として、 報酬の支給はありません。</p>
<p>○ 委嘱任期はどのくらいですか？</p>	<p>○ 任期は2年です。委嘱状を交付したまま では、本人の意識も薄まるため、2年ごと に委嘱状を交付します。2年ごとに新たな 方が推進員となっていただくことや、人数 を増やす事は一向に構いません。当然、再 任も構いません。</p> <p>なお、任期の途中で交代する場合は、前 任者の残任期間となります。</p>
<p>○ 具体的な仕事はどんなものですか？</p>	<p>① ごみステーションや地域の環境美化に関 する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステーションの利用方法など、マナー改 善に関する市民への指導。 ・地域の美化のため、清掃活動の実施。 <p>② 資源化及び再利用の促進に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物が、ごみとして捨てられている場 合など、排出マナー改善に関する市民への 指導。 ・資源物の分別方法の周知に関する事。 <p>大きく別けるとこのような内容となりま す。しかし、上記に記載した例は、衛生担当 者が推進員となった場合を想定しています。 別の場合は、衛生担当者と連携を取りなが ら仕事を進めることとなりますが、あくま でも推進員が中心となって事業を進めるこ とを想定しています。</p> <p>ご自分の町内が、排出マナーが悪いと感じ た場合、ステーションにマナー改善の掲示 板を貼ろう。と考える。</p> <p>また、チラシを全戸配布しよう。と考える。</p>

	<p>この考える事が推進員の重要な仕事となります。でも、推進員が掲示板を作ったり、チラシを印刷するのではなく、市に連絡をいただく事で、市のごみ担当課が作成してお渡します。</p> <p>このほか、分別の方法を周知するため、訪問講座を計画することも推進員が中心となってやっていただき、連絡をいただき市から職員を派遣します。</p> <p>このように、地域の環境美化やごみ減量のため様々な事に熱意をもって取り組んでいただきますが、推進員が全てを行なうのではなく、計画いただいたことに市が協力をします。</p> <p>また反対に、市が計画した事業に対して町内会に協力を求める場合は、推進員にお話をしますので、推進員が中心となって日程調整などを行なっていただく事になります。</p> <p>このように、推進員が地域の先頭となって、地域のごみ減量化や環境美化に関して活動をしていただきますが、市と町内会のパイプ役となるものです。</p>
<p>○ 違う曜日にごみを出したり、資源物を出したりする市民には、曜日を守るように注意できますが、資源物の詳しい分別方法は知りません。</p>	<p>○ 推進員になっていただいた方には、分別方法など、市が決めているルールのほか、このような市民には、どう対処したほうが良い。など講習会を計画しています。また、日常的に疑問な点は、遠慮せず市のごみ担当課にお問合せ下さい。</p>
<p>○ 町内によってステーションの形式が異なっていたり、トラブル等の内容も様々だと思いが、自分の町内に役立つ情報などを知りたい。</p>	<p>○ この町内会のステーション管理の方法がすばらしい。と思える例が数多くあります。年に一度、推進員の研修会を計画しています。その場で、他の町内会の取組み等の実践報告をしていただくなどして、良い例も悪い例も、皆さんで共有して、稚内市全体が少しでも、きれいな町になればいいなど考えています。</p>